

事 務 連 絡

平成 25 年 2 月 23 日

西東京市総合計画策定審議会委員 各位

西東京市企画部

企画政策課長 森本 潔

平成 25 年 1 月 1 日以降の報酬支払いに係る源泉徴収について

このことについて、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）の施行に伴い、平成 25 年 1 月以降の源泉徴収については、源泉所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収することとなっております。

つきましては、西東京市総合計画策定審議会委員報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の税額は下記のとおり取扱となりますので、よろしくお願い致します。

記

1. 復興特別所得税について

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により源泉徴収する税額の 2.1%（算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。）

2. 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、合計 330 円 [(報酬額 10,800 円×所得税 3%) ×102.1%] で、口座への入金額は 10,470 円となります。